第1章

従業員基準の追加、手形払等禁止など 改正下請法の概要と実務上の留意点

PWC弁護士法人
弁護士 井手 瑠美

【この章のエッセンス】

- 下請法の改正(取適法)は、現在の取引環境の課題に対応するために行われた。
- 取適法では、従来の下請法の適用対象を踏襲しつつ、それに加えて、特定運送委託という取引の内容の基準および従業員数という取引当事者の基準が設けられた。
- 取適法では、従来の下請法で定められた禁止行為に、新たに「協議に応じない一方的な代金決定」および「手形払」等が追加された。

はじめに

2025年5月16日、「下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律」が成立し、同月23日に公布された。この改正により、従来の下請代金支払遅延等防止法(以下、「下請法」という)は、「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」(以下、「取適法」という)と改められた。取適法は、2026年1月1日から施行されることから、適用対象当事者は、同日以降に発注された適用対象取引において、取適法の規定を遵守しなければならない。そこで本章では、改正点を中心に取適法について解説するとともに、実務上の留意点について検討する。

改正の背景

近年、労務費、原材料費、エネルギーコストが上昇していることを受け、「物価の上昇を上回る賃上げ」について、政府で活発に議論されてきた。中小企業をはじめとする事業者が賃上げの原資を確保するために、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させることが重要であるとの考えのもと、下請法においては、コスト上昇局面における価格据置き対応へのあり方、荷主・物流事業者間の取引への対応のあり方、事業所管省庁と連携執行を強化するための事業所管省庁の指導権限の追加等が検討されてきた。こうした検討を経たのち、下請法は取適法と名前を変え、運送委託を規制の適用対象に追加、協議を適切に行わない代金額決定の禁止や手形払等の禁止といった禁止行為を追加するとともに、面的執行の強化を徹底するなどの改正がなされた。以下では、これら3つの観点から各改正内容の要点について解説する。

適用対象の拡大

取適法の適用対象となるかどうかは同法の対応を検討するうえでの出発点となるため、その理解は重要である。これまで、下請法においては、迅速かつ効果的に規制することをねらいとして、同法の適用対象となる範囲には形式的基準が用いられ、①取引の内容と、②取引当事者の両面から判断されてきた。取適法においても、①取引の内容と、②取引当事者の両面から適用対象を判断することには変わりないが、①および②のそれぞれにおいて、適用対象が拡大された。

(1) 取引の内容

① 特定運送委託の規制対象への追加

下請法の規制対象となる取引は、